

会員の皆様へ

保医発041 7第4号 平成26年4 月17日、 p1-2 によると、診療報酬請求作成に際して、下記の注意点が記載されています。4月分
保険請求の際にはご注意ください。

「(2) ザルテニア錠 2.5mg 及び同 5mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「本剤の適用にあたって
は、前立腺肥大症の診断・診療に関する国内外のガイドライン等の最新の情報を
参考に、適切な検査により診断を確定すること」とされており、適切な検査によ
り前立腺肥大症と診断された場合に限り算定できること。

また、診療報酬明細書の記載に当たっては、尿流測定検査、残尿検査、前立腺超音波検査等の診断に用いた主な検査について、実施
年月日を摘要欄に記入すること。」